

## 北海道新幹線並行在来線対策協議会設置要領

(名称)

第1条 この会は、北海道新幹線並行在来線対策協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）の開業に伴い、北海道旅客鉄道株式会社から経営分離される函館線（函館・小樽間）（以下「並行在来線」という。）沿線の地域交通の確保に係る検討及び新幹線整備に伴う地域課題への対応に関する協議を目的とする。

(所掌事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議を行う。

- (1) 並行在来線沿線の地域交通の確保方策の調査研究に関すること
- (2) 並行在来線沿線の地域交通の確保に係る基本的方向の決定に関すること
- (3) 新幹線整備に伴う地域課題への対応に関すること
- (4) その他目的を達成するために必要なこと

(組織)

第4条 協議会は、並行在来線沿線市町及び北海道の代表者をもって構成する。

(座長)

第5条 協議会に座長を置く。

- 2 座長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 座長は、北海道知事とする。

(会議の招集等)

第6条 協議会は、座長が招集し、これを主宰する。

- 2 座長は、必要に応じ、第4条の構成員以外の者を出席させることができる。
- 3 構成員は、必要に応じ、代理者を出席させることができる。

(ブロック会議)

第7条 協議会を円滑に運営するため、次のブロック会議を設置する。

- (1) 後志ブロック会議（長万部・小樽間）
- (2) 渡島ブロック会議（函館・長万部間）
- 2 ブロック会議は、前項の区間の市・町の代表者、北海道総合政策部交通企画監、後志総合振興局長（後志ブロック会議）、渡島総合振興局長（渡島ブロック会議）をもって構成する。
- 3 ブロック会議の座長は、北海道総合政策部交通企画監とし、必要に応じて招集する。
- 4 座長は、必要に応じ、第7条第2項の構成員以外の者を出席させることができる。

(幹事会)

第8条 協議会及びブロック会議の円滑な運営を補助するため、幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、並行在来線沿線の市・町の担当課長、北海道総合政策部交通政策局新幹線推進室参事、後志総合振興局地域創生部長、渡島総合振興局地域創生部長をもって構成する。
- 3 幹事会の座長は、北海道総合政策部交通政策局新幹線推進室参事とし、必要に応じて招集する。
- 4 座長は、必要に応じ、第8条第2項の構成員以外の者を出席させることができる。

(事務局)

第9条 事務局は、北海道総合政策部交通政策局に置く。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要領は、平成24年9月7日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年6月11日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

○協議会構成員（第4条関係）

北海道知事、函館市長、小樽市長、北斗市長、黒松内町長、蘭越町長、ニセコ町長、倶知安町長、共和町長、仁木町長、余市町長、七飯町長、鹿部町長、森町長、八雲町長、長万部町長

○ブロック会議構成員（第7条関係）

後志ブロック会議（長万部・小樽間）

小樽市長、黒松内町長、蘭越町長、ニセコ町長、倶知安町長、共和町長、仁木町長、余市町長、長万部町長、北海道総合政策部交通企画監、後志総合振興局長

渡島ブロック会議（函館・長万部間）

函館市長、北斗市長、七飯町長、鹿部町長、森町長、八雲町長、長万部町長、北海道総合政策部交通企画監、渡島総合振興局長

※必要に応じて分科会を設けることができる

○幹事会構成員（第8条関係）

（全体）

函館市、小樽市、北斗市、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、共和町、仁木町、余市町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町の担当課長、北海道総合政策部交通政策局新幹線推進室参事、後志総合振興局地域創生部長、渡島総合振興局地域創生部長

（後志ブロック）

小樽市、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、共和町、仁木町、余市町、長万部町の担当課長、北海道総合政策部交通政策局新幹線推進室参事、後志総合振興局地域創生部長

（渡島ブロック）

函館市、北斗市、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町の担当課長、北海道総合政策部交通政策局新幹線推進室参事、渡島総合振興局地域創生部長